

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項	特定農地貸付けに関する農業委員会の承認	農業委員会事務局

1 概要

(1) 特定農地貸付けの定義

- ① 10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- ② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ③ 貸付期間が5年を超えないこと。

(2) 特定農地貸付けの実施主体

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付けについては、次の要件を義務付けるものである。

- ① 適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市長との2者間で締結すること。
- ② 農地を所有していない者の場合は、地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構から農地の使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けて特定農地貸付けを実施すること。

(3) 特定農地貸付けの承認

- ① 特定農地貸付けを行おうとするときは、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えて農業委員会へ承認を申請する。
- ② 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認する。

2 標準処理期間は、28日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。